

-ものづくり人材育成研修-

X線透視撮影業務に必要な安全教育と操作実習

安全衛生法により、X線装置を用いて透過写真の撮影業務を行う場合、事業者は労働者に対して、特別教育(もしくは相当する教育訓練)を行う義務[†]があります。

山梨県産業技術センターでは、X線透視(透過)装置、X線CT装置を利用する作業者の方向けに、電離放射線障害防止規則 透過写真撮影業務に係わる特別教育と操作方法等の実習・実演を開催いたします。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

[†]事業者が当該業務に関する十分な知識・技能を有していると認めている労働者は特別教育を省略できます

日時 平成30年6月12日(火) 10:00 ~ 17:00

会場 山梨県産業技術センター 富士技術支援センター
山梨県富士吉田市下吉田6丁目 16-2

講師 株式会社島津製作所 分析計測事業部
品質保証部
高山 直彦 氏
グローバルマーケティング部 プロダクトエキスパートグループ
北尾 篤史 氏

6/12
火曜日



内容

時間	講習科目	概要
10:00 - 10:10	挨拶・事務連絡	
10:10 - 11:40	透過写真の撮影の作業の方法*	作業の手順 電離放射線の測定 被ばく防止の方法 事故時の措置
12:40 - 14:10	X線装置の構造及び取り扱いの方法*	X線装置の原理 X線装置のX線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能 X線装置の操作及び点検
14:20 - 14:50	電離放射線の生体に与える影響*	電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響
14:50 - 15:50	関係法令*	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項
16:00 - 17:00	X線透視撮影の実習・実演	当センター所有のマイクロフォーカス X線透視装置を用いた操作方法等の実習・実演

※1 特別教育は*印の科目の受講が必須です

※2 受講者には受講証明書を発行します

受講料 6,000円

申込方法

別紙の「受講申込書」にご記入のうえ、FAX・メールまたは郵送にてお申し込み下さい。

支払方法

お支払いは、納入通知書を送付いたしますので、指定の金融機関にて納付して下さい。なお、納付していただいた受講料は、原則として返却しません。

締切

原則として6月4日(月)

*締切日を過ぎてでもできる限り対応したいと思いますので、遠慮なくお問い合わせ下さい。

申込先および問い合わせ先

山梨県産業技術センター 富士技術支援センター 機械電子技術部 山田・尾形・古屋
〒403-0004 富士吉田市下吉田6丁目16-2
TEL: 0555-22-2100 FAX: 0555-23-6671
E-mail: yitc-fit02@pref.yamanashi.lg.jp

-ものづくり人材育成研修-

X線透視撮影業務に必要な安全教育 受講申込書

申込先：FAX 0555-23-6671

富士技術支援センター（富士吉田市下吉田6丁目16-2）

機械電子技術部 山田・尾形・古屋 あて（TEL：0555-22-2100）

貴社名：_____

TEL：_____ FAX：_____

部署名・役職名	受講者ご氏名

※ 以下も、必ずご記入ください。

受講料納入通知書の送付先

所在地：〒_____

担当者ご氏名：_____ 部署名：_____

E-mail：_____